

確認テストchallenge①-Ⅲ(法規)C

※令和2年1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題しています。

※基準法の大改正に対応させるため法令集は必ず最新版を使用して下さい。

問題 1

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 高架の工作物内に設ける店舗は、「建築物」である。
2. 傾斜地等で敷地に高低差のある場合は、建築物の避難階が複数となることがある。
3. 「遮炎性能」とは、通常の火災時における火炎を有効に遮るために外壁に必要とされる性能をいう。
4. 建築材料の品質における「安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分」には、主要構造部以外のバルコニーで防火上重要であるものとして国土交通大臣が定めるものも含まれる。

問題 2

面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っているもの**はどれか。

1. 前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合において、建築物の容積率の算定に当たっては、特定行政庁の許可を受けて当該前面道路の境界線が当該壁面線にあるものとみなす建築物については、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しない。
2. 日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和の規定において、建築物の敷地の平均地盤面が隣地(建築物があるもの)又はこれに接続する土地(建築物があるもの)で日影の生ずるものの地盤面より1m以上低い場合においては、その建築物の敷地の平均地盤面は、原則として、当該高低差から1mを減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。
3. 前面道路の境界線から後退した建築物の各部分の高さの制限の適用において、当該建築物の後退距離の算定の特例の適用を受ける場合、ポーチの高さの算定については、地盤面からの高さによる。
4. 建築物の敷地が斜面又は段地であるなど建築物の部分によって階数を異にする場合においては、これらの階数のうち最大なものを、当該建築物の階数とする。

問題 3

都市計画区域内において、建築基準法上、**確認済証の交付を受ける必要がある**ものは、次のうちどれか。ただし、防火地域、準防火地域又は建築等に関する確認を要しない区域の指定はないものとする。

1. 延べ面積400㎡の鉄筋コンクリート造2階建演芸場の映画館への用途変更
2. 工作物である一般交通の用に供するエスカレーターの設置
3. 工事を施工するために現場に設ける事務所の新築
4. 延べ面積50㎡の木造平家建住宅の新築

問題 4

次の行為のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 鉄骨造、延べ面積1,000㎡、地上3階建ての共同住宅を新築する場合においては、当該建築物の建築主は、検査済証の交付を受ける前においても、指定確認検査機関が安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めるときは、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。
2. 延べ面積3,000㎡、地上5階建ての事務所の用途に供する建築物(国等の建築物を除く。)で特定行政庁が指定するものの所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣から所定の資格者証の交付を受けた者にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
3. 延べ面積800㎡、地上5階建ての事務所について、ホテルの用途に供する部分の床面積の合計が500㎡となる用途の変更に係る確認済証の交付を指定確認検査機関から受けた場合において、建築主は、当該工事が完了したときは、当該指定確認検査機関の検査を申請しなければならない。
4. 延べ面積5,000㎡、地上5階建ての百貨店(3階以上の階における百貨店の用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡のもの)の大規模の修繕の工事で、避難施設等に関する工事の施工中において、当該建築物を使用する場合においては、当該建築主は、仮使用の認定を受けるとともに、あらかじめ、当該工事の施工中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。

問題 5

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 旅館における居室の床面積が50㎡の客室において、内装の仕上げの部分の面積の合計が200㎡で、そのすべてに第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用するときは、原則として、換気回数が0.5以上の機械換気設備を設ける必要がある。
2. 直上階の居室の床面積の合計が250㎡である児童福祉施設の地上階に設ける階段に代わる傾斜路で、両側に側壁を設けるものにおいて、側壁の一方に幅15cmの手すりを設けた場合、側壁間の距離は125cm以上としなければならない。
3. 石綿が添加された建築材料が使用されていることにより建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている倉庫について、基準時における延べ面積が1,200㎡のものを増築して延べ面積1,500㎡とする場合、増築に係る部分以外の部分においては、当該添加された建築材料を被覆する等の措置が必要となる。
4. 老人福祉施設における防火上主要な間仕切壁で、小屋裏又は天井裏に達する準耐火構造としたものは、500Hzの振動数の音に対する透過損失が40dB以上であることが要求される。

問題 6

防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 主要構造部を準耐火構造としたバルコニーのない建築物で、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて全館避難安全検証法により確かめられたものにあつては、特別避難階段の階段室には、その付室に面する部分以外に屋内に面して開口部を設けることができる。
2. 不燃材料として、建築物の外部の仕上げに用いる建築材料が適合すべき不燃性能に関する技術的基準は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間、「燃焼しないものであること」及び「防火上有害な変形、溶融、亀裂その他の損傷を生じないものであること」である。
3. 防火構造として、建築物の軒裏の構造が適合すべき防火性能に関する技術的基準は、軒裏に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることである。
4. 準耐火建築物は、耐火建築物以外の建築物で、「主要構造部を準耐火構造としたもの」又は「主要構造部を準耐火構造としたものと同等の準耐火性能を有するものとして所定の技術的基準に適合するもの」に該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に耐火建築物に求められるものと同じ防火設備を有する建築物をいう。

問題 7

「特殊建築物等の内装」の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、避難上の安全の検証は行われていないものとする。

1. 主要構造部を耐火構造とした延べ面積 $5,000\text{m}^2$ 、地上5階建ての百貨店で、当該用途に供する3階の部分の床面積の合計が $1,000\text{m}^2$ のものは、原則として、内装の制限を受ける。

2. 内装の制限を受ける建築物であっても、居室の壁については、床面からの高さが1.2m以下の部分について、内装の制限の対象とならないことがある。
3. 主要構造部を準耐火構造とした地上2階建ての住宅において、2階にある台所(火を使用する器具を設けたもの)は、内装の制限を受けない。
4. 主要構造部を耐火構造とした地上5階建ての事務所(各階を当該用途に供するもの)で、各階の床面積がいずれも300㎡のものは、内装の制限を受けない。

問題 8

避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとし、避難階は地上1階とする。

1. 主要構造部を耐火構造とした地上3階建て、延べ面積3,000㎡の飲食店(主たる用途に供する居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの)の避難階においては、階段から屋外への出口の一に至る歩行距離は、40mとすることができる。
2. 地上5階建ての物品販売業を営む店舗(各階の床面積700㎡)の避難階においては、屋外への出口の幅の合計を4mとすることができる。
3. 主要構造部を耐火構造とした地上5階建ての共同住宅で、各階の居室の床面積の合計が180㎡であるものは、避難階以外の階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなくてもよい。
4. 地上5階建ての共同住宅において、2階以上の階にあるバルコニーの周囲には、安全上必要な高さが1.1m以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。

問題 9

防火地域及び準防火地域以外の区域内における小学校に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。ただし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとし、耐火性能検証法による確認は行われていないものとする。

1. 延べ面積1,000㎡、地上3階建ての校舎について、主要構造部に必要とされる性能に関して「耐火性能に関する技術的基準」に適合するものとし、火を使用しない室の内装は不燃材料に該当しない木材で仕上げた。
2. 延べ面積1,000㎡、地上3階建ての校舎について、主要構造部に必要とされる性能に関して「耐火性能に関する技術的基準」に適合するものとし、排煙設備は設けなかった。
3. 延べ面積2,000㎡、地上2階建ての校舎について、主要構造部を防火構造とし、1,000㎡ごとに防火壁によって区画した。
4. 延べ面積2,000㎡、地上2階建ての校舎について、主要構造部を準耐火構造とし、避難上有効なバルコニーを設置した。

問題 10

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 事務所の用途に供する建築物において、火を使用する設備又は器具として、発熱量の合計が6kWの**こんろ**(密閉式燃焼器具等であるものを除く。)を設けた調理室で換気上有効な開口部を設けたものには、換気設備を設けなくてもよい。
2. 高さ31mをこえる建築物であっても、高さ31mをこえる部分の各階の床面積の合計が500㎡以下のものには、非常用の昇降機を設けなくてもよい。
3. 建築物に設けるエレベーターで、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のもののうち、それぞれ昇降路、制御器又は安全装置について安全上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものの昇降路については、出入口の床先と**かご**の床先との水平距離は、4cmをこえることができる。

4. 地階を除く階数が11以上である建築物の屋上に設ける冷房のための冷却塔設備であっても、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合においては、主要な部分を不燃材料以外の材料で造ることができる。

問題 1 1

保有水平耐力計算によって安全性が確かめられた建築物に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、高さが4 m又は延べ面積が30㎡を超える建築物とする。

1. 鉄筋コンクリート造の建築物に使用するコンクリートの四週圧縮強度は、 1 mm^2 につき12N(軽量骨材を使用する場合には、9 N)以上でなければならない。
2. 鉄筋コンクリート造の建築物の構造耐力上主要な部分である柱の主筋は、帯筋と緊結しなければならない。
3. 鉄骨造の建築物の構造耐力上主要な部分の材料は、炭素鋼若しくはステンレス鋼又は鋳鉄としなければならない。
4. 鉄骨造の建築物において、高力ボルト、ボルト又はリベットの相互間の中心距離は、その径の2.5倍以上としなければならない。

問題 1 2

建築物の実況によらないで、基礎の垂直荷重による圧縮力を計算する場合、建築物の条件と室の床の積載荷重として採用する数値との組合せとして、建築基準法上、**誤っている**ものは、次のうちどれか。

	建築物の条件		室の床の積載荷重として採用する数値(N/㎡)
	室の種類	基礎のささえる床の数	
1.	病室	7	1,000
2.	事務室	9	1,100
3.	公会堂の客席(固定席)	2	2,500
4.	自動車車庫	4	3,400

問題 1 3

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
ただし、保有水平耐力計算若しくは限界耐力計算(これらと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を含む。)、又は超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための国土交通大臣が定める基準に従った構造計算は行わないものとする。

1. 鉄骨造の建築物の構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、接合される鋼材がステンレス鋼であるときは、原則として、高力ボルト接合、溶接接合又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法によらなければならない。
2. 組積造のべいの基礎の根入れの深さは、原則として、20cm以上としなければならない。
3. 高さが5mの鉄筋コンクリート造の建築物において、柱及びはり(基礎ばりを除く。)の出すみ部分に使用する異形鉄筋の末端は、原則として、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。
4. 高さが31mの建築物の許容応力度等計算をするに当たっては、原則として、保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であることを確かめなければならない。

問題 1 4

都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち所定の区域に限る。)内の道路の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該地区計画の内容に適合し、かつ、所定の基準に適合するものであって特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは、道路内に建築することができる。

2. 敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地进行有する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものの敷地は、建築基準法の道路に接しなくてもよい。
3. 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、築造しようとする者が特定行政庁から位置の指定を受ける際に適用される「道に関する基準」について、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得て、緩和することができる。
4. 特定行政庁が、街区内における建築物の位置を整えその環境の向上を図るために必要があると認めて建築審査会の同意を得て、壁面線を指定した場合、建築物のひきしは、壁面線を越えて建築してはならない。

問題 15

都市計画区域内における次の建築物のうち、建築基準法上、**新築してはならない**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。また、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとする。

1. 第二種低層住居専用地域内の延べ面積150㎡、地上2階建ての学習塾
2. 準住居地域内の延べ面積500㎡、平家建ての自動車修理工場(作業場の床面積の合計が50㎡のもの)で、原動機の出力の合計が2.5kWの空気圧縮機(国土交通大臣が防音上有効な構造と認めて指定するものを除く。)を使用するもの
3. 商業地域内の延べ面積800㎡、地上2階建ての日刊新聞の印刷所
4. 工業地域内の延べ面積5,000㎡、地上5階建ての場外勝舟投票券発売所

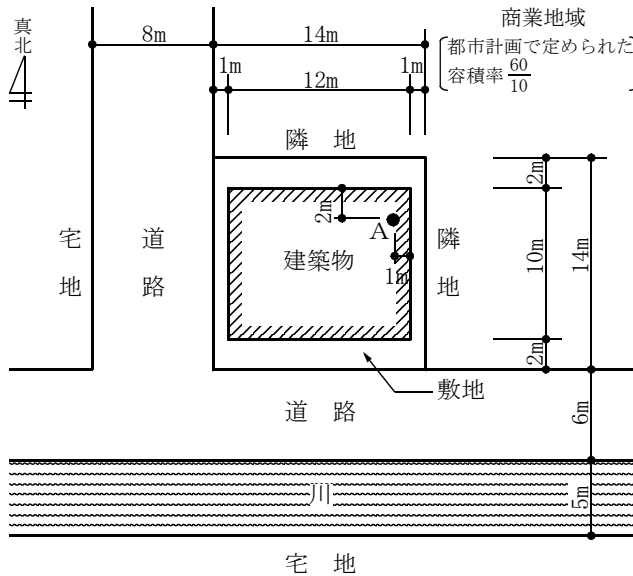
問題 16

建築物の容積率及び建ぺい率に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1m以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積は、原則として、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の $\frac{1}{3}$ を限度として、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。
2. 幅員15mの道路に接続する幅員10mの道路を前面道路とする敷地が、幅員15mの道路から当該敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長が35mの場合、容積率の算定に係る当該前面道路の幅員に加える数値は1.2mとする。
3. 地区計画等の区域(地区整備計画等が定められている区域に限る。)内において、市町村の条例で定める建蔽率の最高限度は、 $\frac{3}{10}$ 以上の数値でなければならない。
4. 近隣商業地域内にある建築物の敷地が準防火地域と防火地域及び準防火地域以外の区域にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が準耐火建築物等であるときは、都市計画において定められた建蔽率の限度にかかわらず、建蔽率の限度の緩和の対象となる。

問題 17

図のように、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの**建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間に高低差はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁による指定等並びに門、塀等はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、すべての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



1. 31.5 m
2. 34.5 m
3. 36.0 m
4. 38.5 m

問題 18

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 延べ面積1,500㎡、地上3階建ての建築物で各階をテレビスタジオの用途に供するものが「準防火地域」と「防火地域又は準防火地域のいずれにも指定されていない区域」にわたる場合においては、耐火建築物としなければならない。
2. 準防火地域内においては、延べ面積500㎡、地下1階、地上3階建ての建築物で各階を事務所の用途に供するものは、主要構造部を「準耐火性能に関する技術的基準」に適合するものとしなければならない。
3. 防火地域内においては、高さ3mの装飾塔で、建築物の屋上に設けるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。
4. 建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合、建築物が防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。

問題 19

地区計画又は建築協定に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 市町村は、「地区整備計画等」が定められている区域内において、建築物の敷地、構造又は建築設備に関する事項で当該地区計画の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。
2. 再開発等促進区及び開発整備促進区を除く地区計画の区域内において条例で定める建築物の用途の制限は、良好な環境の街区の形成に貢献する合理的な制限であることが明らかなものでなければならない。
3. 建築協定書は、建築協定区域内の土地の所有者等の全員の合意により定められた場合においては、関係人の縦覧に供する必要はない。
4. 認可を受けた建築協定を廃止しようとする場合においては、建築協定区域内の土地の所有者等(当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)の過半数の合意が必要である。

問題 20

特定行政庁が行う許可に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 高度利用地区内において、道路高さ制限に適合しない建築物であっても、敷地内に道路に接して有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、新築することができる。
2. 建築物の壁で地盤面下の部分については、特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可したものでなければ、壁面線を越えて建築することができない。
3. 工業地域内における延べ面積の合計500㎡の卸売市場の用途に供する建築物については、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものであっても、特定行政庁の許可を受けずに新築することができる。
4. 日影による中高層の建築物の高さの制限に適合しない建築物であっても、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合においては、新築することができる。

問題 21

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 一級建築士は、他の一級建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとする場合で、当該一級建築士の承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。
2. 建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘するとともに、建築主及び建築主事に報告しなければならない。
3. 建築士事務所に属する一級建築士は、建築物の設計又は工事監理の業務に従事しない場合であっても、所定の一級建築士定期講習を受けなければならない。
4. 建築士は、建築物の設計及び工事監理以外の業務に関しても、不誠実な行為をしたときは免許を取り消されることがある。

問題 2 2

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 業務に関して不誠実な行為をして二級建築士の免許を取り消された者は、その後一級建築士試験に合格した場合であっても、その取消の日から5年を経過しない間は、一級建築士の免許を受けることができない。
2. 二級建築士として3年以上の設計等の業務に従事した後に管理建築士講習の課程を修了した者が、新たに一級建築士の免許を受けて、一級建築士事務所の管理建築士になる場合には、改めて管理建築士講習を受ける必要はない。
3. 建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行った行為を理由として、建築基準法の規定に違反し懲戒の処分を受けたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。
4. 建築士事務所について都道府県知事の登録を受けている建築士は、当該登録を受けた都道府県以外の区域においては、業として他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を行うことはできない。

問題 2 3

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の業務に関する事項を記載した帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、当該閉鎖をした日の翌日から起算して10年間当該帳簿を保存しなければならない。
2. 建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。
3. 建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあつては、その内容を記載した書類を、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
4. 建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合においては、原則として、遅滞なく、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。

問題 2 4

都市計画に関する次の記述のうち、都市計画法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 市街化調整区域内において、病院の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡のものは、都道府県知事(指定都市等の区域内にあつては、当該指定都市等の長)の許可を受ける必要がない。
2. 2以上の都府県の区域にわたる都市計画区域は、国土交通大臣が、あらかじめ、関係都府県の意見を聴いて指定するものとされている。
3. 市街化調整区域については、原則として、用途地域を定めないとされている。
4. 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、当該開発行為に関する工事が完了した旨の公告があるまでの間は、原則として、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。

問題 2 5

次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、建築物は、いずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵又は取扱いは行わないものとする。

1. 延べ面積が350㎡のキャバレーについては、原則として、自動火災報知設備を設置しなければならない。
2. 消防用設備等の技術上の基準に関する規定の施行又は適用の際、現に存する百貨店における消防用設備等が当該規定に適合しないときは、当該消防用設備等については、当該規定に適合させなければならない。
3. 準耐火建築物で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした延べ面積1,000㎡、地上2階建ての専修学校については、原則として、屋内消火栓設備を設置しなければならない。
4. 延べ面積1,500㎡、地上2階建ての特別養護老人ホームで、火災発生時の延焼を抑制する機能として所定の構造を有しないものについては、原則として、スプリンクラー設備を設置しなければならない。

問題 2 6

次の建築物を新築する場合、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、**建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない**ものはどれか。

1. 床面積の合計1,000㎡の銀行
2. 床面積の合計3,000㎡の共同住宅
3. 床面積の合計2,000㎡のホテル
4. 床面積の合計1,500㎡の飲食店

問題 27

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、分譲事業者は、譲受人を決定するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合においては、単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
2. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、建築主(所定の規定が適用される者を除く。)は、その建築をしようとする建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
3. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事で、当該建築物(当該解体工事に係る部分に限る。)の床面積の合計が50㎡であるものの発注者は、工事に着手する日の7日前までに、所定の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
4. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、住宅新築請負契約においては、請負人は、注文者に引き渡した時から10年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について、民法第634条第1項及び第2項前段に規定する担保の責任を負う。

問題 28

一級建築士によるイ～ニの行為について、建築士法に基づいて、当該一級建築士に対する**業務停止等の懲戒処分の対象となる**ものは、次のうちどれか。

- イ. 建築確認の必要な建築物の設計者として、建築確認の申請を行わずに工事を施工することについて、当該建築物の工事施工者からの相談に応じた。
 - ロ. 複数の一級建築士事務所の開設者である一級建築士が、管理建築士の欠員が生じた一級建築士事務所について、別の一級建築士事務所の管理建築士を一時的に兼務させた。
 - ハ. 建築士事務所の開設者である一級建築士が、委託者の許諾を得て、延べ面積500㎡の建築物の新築に係る設計業務を、一括して他の建築士事務所の開設者に委託した。
 - ニ. 建築士事務所登録の有効期間の満了後、更新の登録を受けずに、業として他人の求めに応じ報酬を得て設計等を行った。
- 1. イとロとハとニ
 - 2. イとロとニのみ
 - 3. ロとハとニのみ
 - 4. イとハのみ

問題 29

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

- 1. 「景観法」に基づき、景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、原則として、あらかじめ、その計画が、所定の規定に適合するものであることについて、市町村長の認定を受けなければならない。
- 2. 「都市緑地法」に基づき、緑化地域内において、敷地面積が1,000㎡の建築物の新築又は増築をしようとする者は、原則として、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。

3. 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害特別警戒区域内において、予定建築物の用途が店舗である都市計画法に基づく開発行為をしようとする者は、原則として、あらかじめ、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく都道府県知事の許可を受けなければならない。
4. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、特定既存耐震不適格建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならない。

問題 30

次の記述のうち、建築基準法及び建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 一級建築士でなければ行ってはならない建築物の設計及び工事監理を二級建築士が行い、工事が施工された場合、当該建築物の工事施工者は罰則の適用の対象とならないが、当該二級建築士は罰則の適用の対象となる。
2. 建築基準法の構造耐力の規定に違反する建築物の設計を建築主が故意に指示し、建築士がそれに従って設計及び工事監理をした場合、当該建築主及び当該建築士のいずれも罰則の適用の対象となる。
3. 特定行政庁が特定工程の指定と併せて指定する特定工程後の工程に係る工事を、工事施工者が当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受ける前に施工した場合、当該工事施工者は罰則の適用の対象となる。
4. 法人である建築士事務所の業務として、その代表者又は従業員が、建築基準法の構造耐力の規定に違反する特殊建築物等を設計し、工事が施工された場合、当該法人は、1億円以下の罰金刑の適用の対象となる。